

基 発 第 326 号 - 2  
昭 和 57 年 5 月 11 日 付 け  
最 終 改 正 基 発 0829 第 3 号  
平 成 26 年 8 月 29 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

指名施術所に対する療養（補償）給付たる療養の費用の  
受任者払の取扱いについて

標記については、昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号 - 2（最終改正：平成 15 年 1 月 16 日）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、平成 26 年 10 月 1 日以後のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術料に係る受任者払に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1. 指名施術所の指名及び指名取消事務について

#### (1) 指名の申請

指名を受けようとする施術所の開設者は、別添様式による「労災保険指名施術所指名申請書」（以下「指名申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該施術所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）に提出しなければならない。

施術所の開設届の写

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「マッサージ師等に関する法律」という。）第 1 条に規定する業務に従事する施術者の氏名及び免許証の写

#### (2) 指名の通知

前記（1）の指名申請書を受理した所轄局長は、後記（6）に定める指名選考基準により指名の適否を調査するとともに、速やかに、その結果を

別添様式による通知書により申請者に通知するものとする。

(3) 指名の期間

前記(2)の指名は、指名の日から起算して2年とする。ただし、被災労働者と指名施術所との間で受領委任に関し支障があった場合等((5)の指名の取消しに該当する場合を除く。)であって、期間満了の日の1か月前までに所轄局長が更新しない旨の通知を行った場合、または、指名施術所の開設者から特段の意思表示があった場合を除き、期間満了の日の翌日において、更に2年間順次更新したものとする。

なお、施術所の廃止等指名施術所としての資格の存続ができなくなったときは、所轄局長にその旨及び廃止等の年月日を届け出なければならないものであること。

(4) 変更事項の届出

指名施術所の開設者は、次の各号の1に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を所轄局長に届け出なければならない。

なお、施術所の開設者に変更があったときは、改めて指名を受けなければならない。

施術所の開設者に変更があったとき

名称及び所在地に変更があったとき

指名申請の際に提出した前記1の(1)の の書類に記載した事項に変更があったとき

(5) 指名の取消し

指名施術所が、次の各号の1に該当する場合において所轄局長は、その指名を取り消すことができる。

施術に要した費用の請求に関し不正があったとき

関係法令及び本通達に違反したとき

(6) 指名選考基準

施術所の指名に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術料金算定基準(以下「施術料金算定基準」という。)に関する協定を締結している団体の会員であること。

施術所は、マッサージ師等に関する法律第9条の5(施術所の構造設備等)並びに同法施行規則第25条(施術所の構造設備の基準)及び第26条(衛生上必要な措置)に掲げられた各号の要件を具備したものであること。

施術所において

- イ 過去において、マッサージ等に関する法律第3条第3号若しくは第4号に該当する欠格事由により業務の停止若しくは免許の取消しを受けた事実又は同法13条の7若しくは第13条の8の規定による罰則の適用を受けた事実がないこと。
- ロ 傷病労働者の施術において、過去に架空請求、濃厚施術等の不正又は不当な取扱事例がなく、かつ、今後もこのようなおそれのないと認められること。

## 2. 指名施術所の責務等について

- (1) 労災保険法の規定による療養(補償)給付たる療養の費用の額の算定は、施術料金算定基準により行うものとする。

なお、施術料金算定基準で定める料金以外の料金を傷病労働者又は事業主より徴収しないものとする。

- (2) 指名施術所の開設者又は施術師は、傷病労働者から施術を求められたときは、その者の提出する診断書又は指示書によって施術を行うものとする。

- (3) 指名施術所の施術師は、医師が交付した指示書によって施術を行う場合を除き休業(補償)給付支給請求書に、次の事項を記載し診療担当者として証明することができるものとする。

なお、休業(補償)給付支給請求書における診療担当者の休業に関する証明に要する費用の支給額は、2,000円とする。

傷病名及び傷病の部位

診断書に記載されている傷病名及び傷病の部位を記載するものとする。

療養の期間

後記(4)による診療録に基づき施術期間及び施術実日数を記載するものとする。

療養の現況

後記(4)による施術録及び後記(5)による症状経過表に基づき施術の中止、継続中の項目についてのみ次により記載するものとする。

- イ 施術効果があらわれ、もはやはり・きゅうの施術を継続してもその改善を期待することができない状態、すなわち症状が安定したと認められるもの及び施術効果があらわれず、今後も施術効果が期待できないものについては、中止の項目に を付すること。

- ロ 施術効果があらわれ、なお施術を継続する必要があるものについては、継続中の項目に を付すること。

療養のため労働することができなかつたと認められる期間

傷病の経過及び傷病の状態から療養のため労働することができないも

のであるかを判断し、その期間を記載するものとする。

- (4) 指名施術所の開設者は、施術録を調整し、施術に関し必要な事項、自覚症状に対する施術効果の経過及び次の事項を記載し、これを他の施術録と区別して整理しなければならない。
  - イ 初療時に、医師の交付した診断書又は指示書に明記された傷病の部位及び傷病名以外の傷病の治療を申し出たときは、労災保険による給付と区別するためその傷病の概要
  - ロ 前記2の(3)による休業(補償)給付請求書に証明を行ったときはその証明年月日
- (5) 指名施術所の開設者は、症状経過表を調整し、施術効果(直接効果、持続効果等)を記載し、これを施術録と一括して整理しなければならない。
- (6) 指名施術所の開設者は、施術録及び症状経過表をその完結の日から3年間保存しなければならない。

### 3. 請求手続等について

- (1) 傷病労働者が指名施術所に受療し、その費用に係る療養(補償)給付たる療養の費用の受領を当該指名施術所に委任しようとする場合の当該費用の請求に当たっては、施術の内容及び受領委任等の事実を明らかにするため、施術費用内訳書及び別添様式による委任状を「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」(告示様式第7号(4)又は第16号の5(4))以下「療養の費用請求書」という。)に添付させること。
- (2) 前号の療養の費用請求書は、当該傷病労働者に代わり、当該傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)に提出させること。

この場合において、所轄署長が指名施術所の所在地を管轄する都道府県労働局以外の都道府県労働局の管轄にある場合においては指名を受けている施術所であるか否かを確認すること。
- (3) 療養の費用請求書に対する支給決定等に関する通知については、平成25年10月21日付け基発1021第1号により取り扱うこと。
- (4) 受領委任者である指名施術所から徴収する領収書には療養の費用請求書に添付した「はり・きゅう・マッサージ施術費用内訳書」に押印した印を押印させること。

### 4. 実施上の注意等について

- (1) 受任者払制の採用によって、施術が緩に流れ適正な施術が阻害されることのないよう指名施術所に対する指導に充分配意すること。

- ( 2 ) 傷病労働者が指名施術所に対して渡す療養の費用請求書及び委任状は必要の都度行うよう関係者に周知徹底させること。したがって、あらかじめ事業主の証明を受けた療養の費用請求書並びに記名押印した委任状を必要以上に作成したり又はそれを指名施術所に渡しておく等のことがないよう充分留意すること。